

離婚、その時 子供はどうなる？！

《市民法律講座劇脚本》

《出演者》

夫
妻
調停委員
同
伯父
弁護士
ナレーター

第一幕 親権者の決定

舞台下手に調停室がある。長いテーブルを八の字に二本設置し、それぞれ右側が調停委員の席、左側が当事者の席という具合。

上手には講義用の演台。

幕が明くと、下手の調停室を中心に明るくなる。調停室には、調停委員の男女と、当事者のひとりである夫が座っている。

ナレーター　　ここは家庭裁判所の調停室です。向かって右側に座っているのが調停委員、左側に座っているのは調停事件の当事者です。

この事件では、妻から夫に対して離婚調停が申立られました。調停事件では、このような場合、一括して夫婦関係調整の調停事件と呼んでいますが、その中身は色々です。この事件では、奥さんの方から、離婚と、二人の子供達の親権者を自分にして欲しいという主張が出されています。

さて、奥さんの言い分をかいつまんで説明してしましましょう。

夫は神経質で、細かいことに口うるさいだけでなく、大変嫉妬深く、私の仕事先にまで電話をかけてきてその所在を確かめようとしていたりする。そのために自分は随分苦しんだし、一時はノイローゼ気味になって神経科に通ったこともある。甚だしい性格の不一致と言わねばならない。自分にはもうどうにも我慢出来ない。この際離婚したい。また子供達は二人とも、四歳と六歳という小さな女の子なので、自分が面倒を見たい。

奥さんの言い分をまとめると、こんなところですよ。奥さんは、半年前から、子供達を連れて実家に帰っており、別居生活をしています。

奥さんは36歳の事務員、御主人は40歳の公務員。
(一旦区切る)

さて、それに対して、ご主人の方の言い分はどうでしょうか。

もう調停が始まっているようですので、早速、聞いてみることにしましょう。

夫 あいつの言い分は大体分かりました。そういう言い方しか出来ないだろうとは思いました。好きな男が出来たからとか、その男と一緒にいたいからとかなんて言うのは調停の席じゃあ言えんでしょうからね。

調停委員男 御主人の御考えだと、他の男性との関係が奥さんの心変わりの原因だというんですね。

夫 そうに決まっていますよ。あいつに直接聞いてみて下さい。まあ、多分、こちらの思い過ごしだとか何とか言うんでしょうがね。だけど、僕にはよく分かっていますよ。人をばかにした話ですね。こんなことはもう二年以上も前からだったんです。

調停委員女 二年以上もおふたりの関係は普通じゃなかったんですか。

夫 そりゃそうでしょう。男が出来ればどうしたって家庭は二の次、三の次になりますよね。家の中はだらし無くなるし、僕に対して、まともな口も聞けなくなるし。

調停委員男 その点については、奥さんの方では、御主人の思いすごしだと言っているんですが、具体的にその男性が誰であるとか、どういう付き合い方をしているとかは、御存じなんですか。

夫 僕は人の後をつけたりするのは大嫌いですから、男との逢い引きの現場へ踏み込んだことなんかはありませんよ。それとも、そうすれば良かったとおっしゃるのですか。

調停委員男 そういう意味ではありませんが、お二人の行き違いの原因がその点にあるのだとすれば、もっと良く話し合う機会を設けることも必要だったかなと感じるんですがね。

夫 (沈黙)

調停委員女 そうすると御主人としては、その男性との関係がおふたりの行き違いの原因と考えられている訳ですね。でも、その点についてきちんと話し合いをされなければ解決には向かわないと思いますが、いかがですか。

夫 話したって無駄でしょう。話してどうにかなることでしたらとっくに解決していますよ。

調停委員男 それじゃあ、御主人としては、離婚に応じられる訳ですか。

夫 応じるとか応じないの問題ではなく、ここまで来たらしょうがないだろ

うということですよ。向こうが厭だっというのですからね。ただね、僕は離婚するにしても慰謝料なんか一切払いませんよ。

調停委員女　奥さんの方は慰謝料の請求はされていません。とにかく離婚出来ればそれでいいとおっしゃってるんです。ただ、おふたりの間にはお子さんがいらっしゃるから、どちらがお子さんの面倒をみるかは、きちんとしなければなりませんね。奥さんは自分がお子さんたちを引き取りたいといっているんですけど。

夫　子供は僕が面倒を見ます。あんな無責任なふしだら女には子供達を渡すことは出来ません。子供たちがかわいそう過ぎます。

調停委員男　お子さんの問題が大変難しいですね。いや、これはこの事件だけでなく、離婚事件では、お子さんをどちらが引き取られるかでなかなか離婚そのものが決まらないケースが多いんですが。

調停委員女　御主人は、御自分がお子さんたちの面倒をみるとおっしゃいますが、御仕事の関係でお子さんたちの世話をすることは実際上どうなんでしょうか。

夫　母に来て貰います。母は一日中時間が取れますから、十分に子供達の世話も出来ます。

調停委員女　でも、親権者というのは、御自分でお子さんの世話をするのが原則なんです。ひと任せというのでは親権者にはなれません。

夫　もちろん、僕がみて、母にはそれを手伝ってもらおうという意味です。同居するようになれば、手伝ってもらおうこともいかんという訳じゃあないでしょう。

調停委員女　それはもちろんそうです。

(調停委員男と目配せする)

調停委員男　それじゃあ御主人の御気持ちは大体分かりましたので、奥様の御気持ちは聞いてみることにしたいと思います。御主人の御気持ちは御伝えして、その上で、どうしたいかを聞いてみましょう。ちょっと、あちらで御待ち戴けますか。

(夫、下手へ去る。代わって妻が入ってくる)

調停委員男　という訳で、御主人は離婚自体はやむを得ないという御考えのようですが、お子さん達を渡す訳には行かないという御気持ちのようです。どうされますか。

妻　冗談じゃありません。私だって子供達は渡せません。二人ともまだまだ小さいですし、女の子です。小さい子の場合には特に母親が必要だっというじゃありませんか。それにあの人に子供の世話なんか出来る訳がありませんわ。

調停委員女　御主人は御母さんに来て貰って、世話を手伝って貰うと言っていますが。

妻　あの人のお母さんという人は、あの人以上に口うるさいんです。もちろんあんな人を育てた位ですから当たり前なのかも知れませんが。私

達がこんな風になったのも、あの御母さんが原因を作っている面もあるんです。

調停委員男 御母さんが手伝うこと自体に反対だとおっしゃるのですね。

妻 子供達が、どんな風に育てられるかと思うと、考えただけでゾッとしますわ。

調停委員女 ただ、あなたも働いてらっしゃるんでしょう。お子さん達の世話をどうするかということでは、御主人と同じような条件だと思いますが、その点はどうされるおつもりですか。

妻 私は今、実家の世話になっていますので、両親と一緒にです。子供たちの面倒もきちんとみてくれています。それに、子供達は、もう半年も私や両親と暮らしていて、今の生活になじんでいるんです。

調停委員男 やはり、両親任せということでは問題ですね。御自分ではどういう風に子供さんたちと接してらっしゃるんですか。

妻 休みの日には、朝から晩まで一緒ですわ。子供たちも「ママ」、「ママ」と一日中離れようとしませんから。

調停委員男 御主人もどうしてもお子さん達とは離れたくないとおっしゃっているんですが、その点が決まらないと離婚自体成立しません。御主人がお子さんを渡さないとおっしゃったらどうされますか。お子さんの親権者になれなければ、離婚は諦めるということか、離婚のためにはお子さんを諦めるか、どちらかということもあり得るのですが、どうでしょうね。

妻 私はこどもたは絶対に渡せません。

調停委員ら 顔を見合わせる。

(調停室熔暗・・・全体が暗い)

ナレーター このように、調停は子供達の親権者をどうするかで暗礁に乗り上げてしまいました。というのも、離婚をするためには、どちらが子供達の親権者になるのかを、予め決めておかなければならないことになっているからです。

さて、このような場合、親権者はどのようにして決めたら良いのでしょうか。そして実際にはどのようにして解決されるのでしょうか。聞いてみたいと思います。解説は鶴岡誠弁護士です。

(講義用演台が熔明し、かつスポット当たる)

鶴岡先生の解説

(解説終了同時に演台熔暗・・・舞台全体暗くなる)

第二幕 養育費

舞台暗い中でナレーターの声。

ナレーター さて、先ほどの調停の方はどうなったでしょうか。

夫の方は、結局、子供達の親権者を妻とすることには同意しました。半年間子供達が妻と一緒にだったということが決定的だったようです。

ところが、ここで問題が持ち上がりました。夫は、子供達を渡すのは仕方無いが、養育費は一切支払わないというのです。一体どうということなのでしょう。早速聞いてみることにしましょう。

(調停室のみ熔明。夫と、調停委員らが向き合っている調停室の場面)

夫 だってそうでしょう。子供達の面倒をみる能力の無い者がどうして親権者になれるんですか。経済力も無いのにどうして子供達の面倒なんかみれるんですか。無責任じゃありませんか。

調停委員男 それとこれとは別問題です。養育費というのは、親権者にならなかったもう一方の親が負担すべき当然の義務なんですよ。

夫 あいつは立派に子供達の世話をすることが出来ると言った。僕なんかの世話にならなくとも十分にやっていけると言った。だから、僕は仕方が無いと思って親権者を譲ろうということにしたんです。それを何ですか。養育費ですか。全く話がちがうじゃありませんか。おんぶにだっこに肩車ですよ。そのないい加減な気持ちだっていうなら、親権者を譲る話は無しにしてもらうしかありませんね。

調停委員女 養育費というのは、子供達の世話をするための経済力があるか無いかは別問題なんですよ。

いいですか、本来子供達は両親が平等の負担で育てるべきものです。ところが離婚に際してはどちらかが子供を引き取ることにならざるを得ません。当然引き取った方に多くの負担がかかることになります。そのために、これを調整するために、親権者にならなかった方の方が、自分の負担分ということで支払って戴くのが養育費なんです。ですから、もちろん相手方の負担分は相手方自身が負担することになる訳です。

調停委員男 御主人も、御自分がお子さんの養育について責任が無いとは御考えになってらっしゃらないのだし、だからこそお子さんを引き取りたいとおっしゃっていたのではありませんか。

夫 それはもちろんそうですよ。だけど、僕は自分が親権者になるとすれば、当然あいつから養育費をとるつもりなんかはありませんでした。親権者になった以上、あいつの世話になることなんか全く考えていませんでしたよ。自分で一切みるつもりでした。

調停委員女 それはそれで結構なんです。親権者を決めることと、養育費を支払うこととは別なんです。もちろん親権者を決めるに当たっては、経済力の有無も検討せざるを得ませんが、それは相手方から、その

負担すべき養育費を取ってはだめだということではないんです。

調停委員男　養育費は法律上認められた制度なんです。たとえ御主人が養育費を支払っても、奥さんがお子さんの面倒をみられない程、経済力が無いのであれば、それは親権者には出来ない事情ということになってくるかも知れませんが、養育費を受け取り、これに自分の収入を加えれば子供の世話が出来るという場合には、親権者とするものの妨げにはなりません。

夫　　だけど、あいつは慰謝料も一切要らないといったじゃありませんか。養育費なんていってますけど、実際にはあいつの生活費になるんじゃないませんか。

調停委員男　それは誤解です。養育費は慰謝料とも違いますし、もちろん相手方の生活費の援助なんかとも違います。

調停委員女　お子さん達の生活費を一部負担するということなんですよ。

夫　　もちろんお金に名前は書けませんから、養育費分があいつの生活費に使われたとかどうとかいう積もりはありませんが。

それじゃあ、一体いくら払えばいいっていうんですか。僕だって生活があるし、子供たちを取られてしまった以上、これから再婚だってするかも知れないし、そうなれば経済的にも大変です。いくら払っていつまでいるんですか、あいつは(横を向く)。

(調停委員ら顔を見合わせる。熔暗・・・舞台全体暗い)

ナレーター　　どうやら、養育費についても一応決着がつきそうですね。しかし、養育費の決めかたには基準があるのでしょうか。養育費はどのようにして決まるのでしょうか。それでは、再び、解説を聞いてみたいと思います。解説は井貫武亮弁護士です。

(講義用演台のみ熔明)

井 貫 先 生 解 説

(解説終了と同時に舞台熔暗。全体に暗くなる)

第三幕 面接交渉権

(舞台上手の演台はそのまま。下手の調停室が片付けられ、代わりに面接セットが置かれている。妻の家という設定。ソファの下手側に妻が座り、上手側に夫と、その伯父さんが座っている。)

暗い中でナレーターの声。

ナレーター　さてこのようにして、親権者も養育費も決められました。
それから半年が立ちました。

(舞台、下手の応接セットの部分が熔明)

ここは、別れた妻の実家です。ここに妻と子供達が住んでいます。
今日は別れた夫が伯父さんを伴って別れた妻のところへやってきました。
一体どうしたというのでしょうか。きいてみましょう。

(夫が妻を追及している。妻はそっぽ(客席側)を向いている)

夫　一体、どういうことなんだよ。調停で言っていたことはあれは嘘だった
のかよ。毎月一回、必ず子供達に合わせると約束したことを忘れた
のか。だまっていちゃ、分からんだろうが。

伯父　ユキコさん。何とか言って下さいな。私も夫婦のことにあんまり口を
挟みたくはないんだが、ヒロユキ君から聞いてみるとあんまりひど
いんで、何とかせにゃならんと思って、まあ、お邪魔した訳なんだ
が、あなたにも色々事情があったんじゃないかと思うんだ。どうだ
ろうね、ざっくばらんに話してやったら。

夫　おいっ、どうなんだよ。調停じゃ、毎月、休日を選んで一日だけ、子供
達に合わせる約束だっただろう。初めの二回だけじゃないか、一応
会わせたのは。その後は、いくら電話しようが居留守ばかり。子
供が出たって直ぐに切っちゃう。どういうことなんだよ。おまえが
俺からの電話は切れって教えてるんだらう。そんなことしてていい
のか。えっ。約束やぶってて済むと思っているのか。

(少々の間)

伯父　ユキコさん。だまってちゃ分かりませんよ。あなた、此の頃は自宅の
電話番号も変えちゃったっていうじゃありませんか。そんなことし
てたらヒロユキ君が怒るのも無理ないと思うけど、どうなんでしょ
うね。会わせられない事情があるんなら、ひとつ話してくれません
か。

夫　おいっ。いい加減にふざけた真似は止めるよ。

(妻、突然、ソファーにつっぶして泣き出す。啞然として顔を見合わせる夫と伯
父。しばらく泣き声。ややあって)

妻　悪いとは思っていましたがよ。約束に違反することも知っていました。だ
から、申し訳無いと思っていました。だけど、あなただって子供達
がかわいくないんですか。

(夫、これを聞いて思わず何か言い出そうとするが、伯父がこれを止める)

妻　あの子たちもやっぱりあなたに会いたかったと思うんです。あなたに
会いに行くのを楽しみにしているのが、私にも分かりました。あ
の子たちは、楽しみにしていることが私に知れると、私が傷付くと思
ったのか、子供ながらに、そのことを隠そうとしているんです。そ
して、あなたに会って帰って来たときも、何事も無かったような振

りをしているんです。

それだけなら仕方無いかも知れませんが、子供達にそんな辛い思いをさせるのは、離婚を決めたときから分かっていた筈なのですから。

でも、それだけじゃなかったんです。(泣く)

あなたに会って帰って来た日は、夜中に寝付かれないらしいんです。私が夜中に目が覚めると、あの子たちも起きています。初めはどうしたのかと思いましたが、直ぐにわかりました。あなたに会ったことで興奮して寝られないんですね。もちろん、そんなですから、次の日は幼稚園も学校も休ませました。

でも二回目のときには、熱まで出してしまったんです。二人とも申し合わせたようにですよ。もちろんあなたが寒い思いをさせたなんて思っていません。興奮して熱を出してしまいました。

どうですか、子供達、かわいそうじゃありませんか。(泣く)

(夫、何か言おうとするのを伯父が止める)

伯父　　そうですか、あなたの事情は良く分かりました。あの子たちが、子供ながらも気を使っているのに気付かなかったのは、私共も、足りなかったですね。いい子たちですからね。でもね、ユキコさん。それはそれ、これはこれ、という風には考えられないかな。つまりね、ヒロユキ君が、父親として子供達に会いたがっているのも自然の感情だし、子供達にかわいそうな思いをさせてはならんという問題も考えなきゃいかん。だから、なんとか子供たちが、辛い思いをしないで済むような工夫が出来ないかということなんだが。

夫　　子供達が辛い思いをするなんていうのは、初めから分かっていたことだろう。自分勝手に実家に帰って来たのも、何も考えないで離婚したいなんて調停を申立てたのも、みんなお前じゃないか。子供達が可哀想なんて、偉そうな口をきくんじゃない(叔父が制止しようとするが、かまわず)。それにな、子供たちがかわいそうだっていうんなら、子供を俺に渡したらいいだろう。子供たちだって俺に会いたがっているのは認めているんじゃないか。月に一回なんていうんじゃない、子供たちが興奮するのも当然だから、毎日会っていればそんなことも無くなる。俺が育ててやるよ。

おまえのは、自分だけは子供達と一緒にという有利な立場に置いて、不利なことはおれに押し付けるやり方で到底承服できやしない。勝手な言い分で、おまえらしいよ。

おまえな、調停だってやり直しがきくっていうじゃないか、えっ、やり直そうか。

妻　　いつだって、そうじゃないですか。ひとりよがりです。

夫　　なにっ。

妻　　(かまわず) そりゃ、私の判断で会わせなくなったのは謝りますけど、あなたのはとても親らしい考えとは思えませんね。

夫 何だと。

妻 (かまわず)あなたのは、会いたいという自分の欲望を満足させることだけが目的で、子供のことなんか考えていないんです。自分さえ良ければいい、子供がどんなに辛い思いをしようが知らないって。あたしの時だってそうでしたからね、あたしの人格なんか考えようともしなかったし。

叔父 (叱責する)ユキコさん。それをいっちゃ話し合いになりませんよ。

兎に角、どうしたらいいか、冷静に話し合いましょう。ヒロユキ君の気持ちも父親として当然だし、ユキコさんの言い分も良く分かる。一つ、冷静に話し合いましょう。ね。

(応接室、熔暗。舞台全体暗い)

ナレーター さて、どうやら子供に会わせる会わせないということでもめているようですね。子供に会う権利のことを法律上、面接交渉権と呼んでいます。この事件では、調停で決まった面接交渉権の行使の方法を、妻が守ろうとしないようです。しかし、妻の言い分を聞いてみると、難しい問題もあるようですね。さて、それではここで面接交渉権の問題点について、お話を伺って見ましょう。お話し下さるのは村井瑛子弁護士です。

(演台のみ、熔明)

村 井 先 生 の 解 説

(解説終了と同時に演台熔暗。舞台全体暗くなる)

第四幕 親権者の変更

(下手の応接セットが、いつの間にか、弁護士の事務所に変わっている。背景のみ変えて、妻の自宅から弁護士事務所に変身させる。上手の演台は同じ。弁護士事務所に夫と叔父が相談に来ている。夫と伯父がソファー左側(夫は手前)に座っている。弁護士が右側に座りかけながら話をする。)

弁護士 そうですか。あくまでも一般論ですが、親権者の変更自体は可能です。ただ、具体的にあなたの場合にどうかということは、色々な事情が考慮されることになるので、単純ではありません。まあ、そう結論を焦らずに事情を話してくれませんか。

夫 はい。私達は二年前に調停離婚しました。ふたりの女の子は両方とも家

内の方が親権者になったんですが、今度、家内が再婚することになったらしいんです。

弁護士 (うなずく)

伯父 いえね、私の家内が聞いてきたんですが、相手は何でもユキコさんが勤めている会社の同僚とか上司とかいう人らしいんです。今になって考えれば、やっぱりヒロユキ君が言っていたように、離婚の実際の原因となったのも、どうもその男性との関係だったようです。

弁護士 ほう。

夫 離婚のときは、そのことは最後まで認めようとしなかったんです。調停委員の人たちも、僕も、まんまと騙されてしまったんです。こんなことが分かっていたら、離婚だって認めなかったし、子供なんか絶対渡さなかった。あいつは全てを嘘で固めていたんです。

弁護士 それで、相手はどんな人なんですか。

伯父 やっぱり、向こうも再婚らしいですね。ヒロユキ君たち同様、向こうももめた末に、最近離婚したらしいんです。

弁護士 すると、ユキコさんとの関係が、相手の離婚の裏にはあったということですね。

伯父 勿論そうでしょう。

夫 全く結婚を何だと思っているんだか。無責任な連中です。先生、そんな男があの子たちの父親づらすなんてことは、とても我慢出来ません。

伯父 それに子供達はふたりとも女の子ですし、上の子はもうすぐ10歳になります。他人が家庭に入り込むことになると、いろいろ難しい問題があると思うんです。

弁護士 (うなずきながら)相手の男の人には子供はいるんですか。

伯父 なんでも向こうにも男の子と女の子の二人の子がいるらしいんですが、二人とも別れた奥さんが引き取っているとのこと。上の子は確かもう高校生じゃなかったかな。

弁護士 そうするとユキコさんとは単身で再婚する訳ですね。ところで、その再婚の話というのは間違いはないんですか。

伯父 私も直接確かめたわけじゃないんですけど、この五月の連休に簡単な披露をやるそうです。

弁護士 そこまで決まっているんじゃない、間違いはないんですね。

夫 先生、子供達は取り返せますか。

弁護士 (構わず) あなたの方は、引き取るとするとどういう風に子供さんたちの世話が出来ますか。

夫 母と同居していますので、子供たちの面倒は充分にみる事が出来ます。

弁護士 お母さんはお幾つですか。

伯父 63歳です。

弁護士 お父さんは。

夫 8年前に亡くなりました。

弁護士 そうすると、親ひとり子ひとりという状態ですか。

夫 兄弟はみんな結婚していますので、今は二人だけです。だから子供達が来ても問題はないんです。

弁護士 そうですか。もうひとつうかがいます。あなたはまだ四三歳ということですが、あなた御自身は再婚される予定は無いんですか。

夫 えっ、それはその・・・(口ごもる)

伯父 (思い切ったように) 先生、実は、再婚については、私共は勧めて来てたんです。いつまでも一人でいる訳にはいきませんし、いずれ落ち着いたらとは思って、いろいろ気にはかけているんですよ。現に一度はお見合いもさせたこともあります。まずいですか。

弁護士 まずいかどうかは別にして、こちらが再婚するのかどうかは、重大な要素にはなりますね。子供たちにとってはママ母ということになって、また新たな障害が発生する可能生もあるでしょう。

夫 (突然) 先生、僕は再婚なんかしません。再婚なんかより子供達の方がよっぽど大切なんです。いろいろ話は来てますが、みんな断ります。ですから是非、子供たちを取り返して下さい。それから、その男のことが離婚の原因なんですから、その男から慰謝料が取れるんじゃないませんか。そっちの方もお願いします。お願いします(と頭を下げる)。

弁護士 (困って) まあ、一度に言われても困りますね。分かりました。それでは親権者の変更の申立書を作るために、更に詳しい事情をうかがうことにしましょう。ええと、まず本籍についてですが・・・

(ここで、急速に熔暗・・・声とぎれる・・・ここでナレーター登場)

ナレーター さて、どうやら別れた夫の方は親権者の変更の手続をとるようですね。一旦親権者が決まっても、事情が変わったような場合には、このように新たな問題が発生して来ます。しかし、親権の変更というのはどのようにして行なわれるのでしょうか。その基準はどのようなものなのか、ポイントは？

そういった問題について、私達も、ここでお話を伺ってみることにしましょう。お話して下さるのは、北光二弁護士です。

(演台のみ熔明)

北 先 生 の 解 説

(熔暗。舞台真っ暗)

ナレーター　さて、いかがだったでしょうか。親の愛憎の陰で、子供達がどのような立場に置かれるのか、少しは解明出来たでしょうか。
(再び『カゴメ・カゴメ』の童歌、流れ始む)
問題の難しさは、法律の難解というよりも、人生、そして人間の難しさに端を発しているのだとも思えます。
(ここでカーテンコール。いつの間にか出演者ら全員舞台上に並んでいる。舞台急に明るくなる。)
最後まで御静聴ありがとうございました。
(出演者ら、「ありがとう」に合わせて一礼。幕閉まる)

幕